



# 武蔵野市の“未来”に向けて

「武蔵野市第六期長期計画」策定のため、皆様のご意見をお寄せください

## ◆武蔵野市における長期計画とは

### これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による計画策定に取り組み、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきました。この間、都市基盤や福祉、教育など各分野で、行政だけでなく幅広い市民の参加・協働の取り組みにより、市民生活全般の水準は着実に高まってきました。

第六期長期計画も、今までの策定方式を継承し、多くの個別計画との整合を取りながら、多様で広範な市民参加によって策定を進めていきます。

### 長期計画の役割と位置付け

長期計画は、市の長期計画条例に基づき、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進するために定める市の最も重要な計画です。

現在、市には健康福祉総合計画や子どもプランなど、60以上の個別計画があり、**長期計画はその最上位**に位置しており、総合的な視点により策定されます。また、長期計画は財政の見通しを踏まえて、市政運営の基本理念や計画期間中に実施すべき政策を定めたもので、市の政策は、原則として**すべて長期計画に基づき実施**されます。

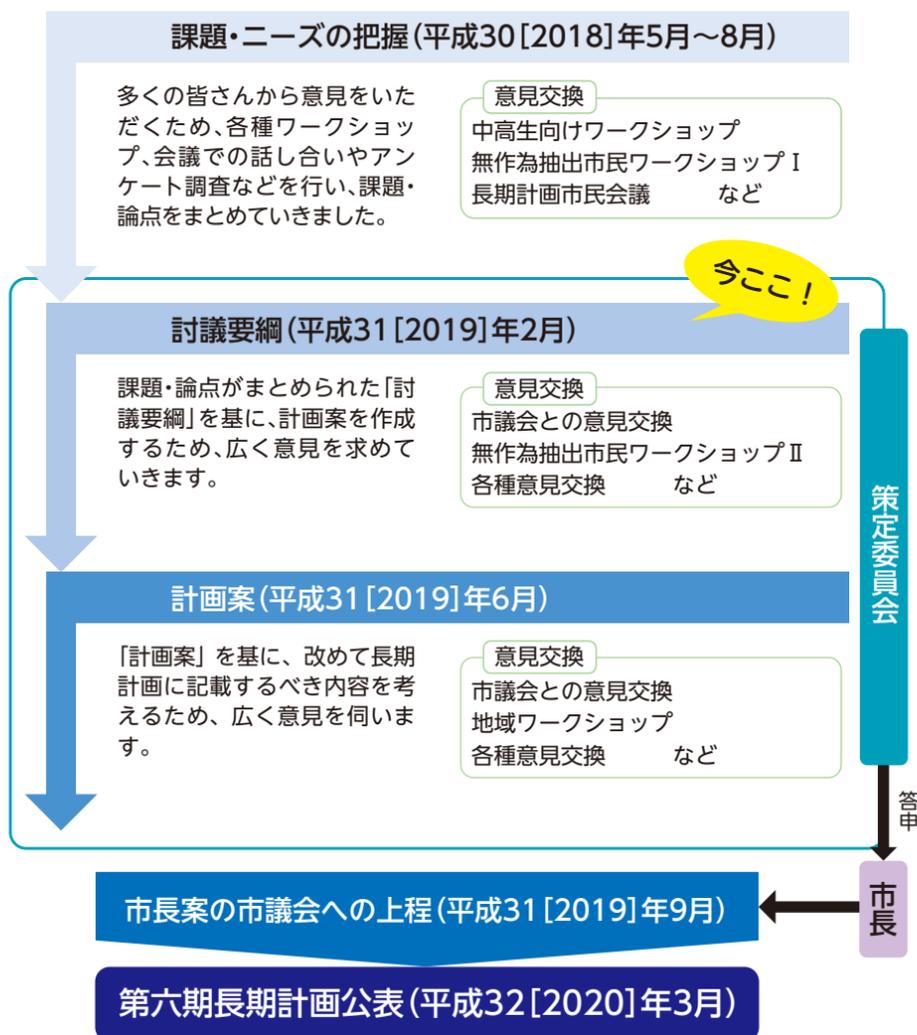
### 計画期間と計画見直しのサイクル

第六期長期計画は、平成32(2020)年度を初年度とする10年間を計画期間とし、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画として策定します。また、市長選挙が行われたときや市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たに調整計画を策定しています。

平成30 2018	31 2019	32 2020	33 2021	34 2022	35 2023	36 2024	37 2025	38 2026	39 2027	40 2028	41 2029	42 2030	43年度 2031
第五期長期計画													
調整計画													
第六期長期計画(10カ年)													
実行計画(5カ年)					展望計画(5カ年)								
調整計画(5カ年)													
第七期長期計画													
策定期間		市長選挙		策定期間		市長選挙		策定期間		市長選挙		策定期間	

## ◆討議要綱とは

第六期長期計画を作成するために、市民・議員・市職員が特に議論すべきと思われる課題・論点について策定委員会がまとめたものです。この討議要綱を基に、意見交換会やパブリックコメントの募集などを行い、広く意見を求め、計画案を作成していきますので、ぜひ皆様のご意見をお寄せください。計画策定の流れは、下の図の通りです。



## ご意見の提出方法

ハガキ、封書、Eメールまたはファクスでお寄せください。各種意見交換会については、8頁をご覧ください。

**締め切り** 3月15日(金)まで

**提出先** 〒180-8777 緑町2-2-28 武蔵野市役所企画調整課付 武蔵野市第六期長期計画策定委員会  
sec-kikaku@city.musashino.lg.jp FAX51-5638



## 基本的な考え方

昭和46(1971)年に策定した第一期基本構想・長期計画において、「市民自治」を計画の原理として以来、これを武蔵野市の市政運営の基本原則として位置付け、現在に至るまで継承している。

長期計画は10年間で計画期間とするものだが、これまで長い年月をかけて積み上げてきた市民自治の伝統を、本計画においても継承していくことを市民とともに確認し、これをさらに発展させていくための4つの原則を掲げ、本計画における基本的な考え方とする。なお、この原則は、現在制定に向けて検討を進めている自治基本条例\* (仮称)の骨子の中で掲げている、武蔵野市における自治の基本原則を基にしている。



## 第五期長期計画(平成24[2012]年度~)の実績と評価

第五期長期計画は、「まちづくりの目標」として「自治と連携によるまちづくり」、「支え合いをつむぐまちづくり」、「平和で美しいまちづくり」、「環境と共生するまちづくり」の4点を掲げ、平成24(2012)年度からスタートした。

「自治と連携によるまちづくり」に向けては、自治基本条例(仮称)の具体的な検討が進んだほか、地域フォーラムなど市民団体間の連携を促進する取り組みが広がった。

「支え合いをつむぐまちづくり」として、いきいきサロン\*事業やシニア支え合いポイント制度\*、子育てひろば事業等をはじめとして、福祉や子育て、防災など各分野において、市民を主体とした共助を育む取り組みが一層充実した。

「平和で美しいまちづくり」に関しては、武蔵野プレイスの充実や武蔵野ふるさと歴史館の開館、東京2020大会関連事業、武蔵野アールブリュットの開催等、文化・スポーツ・交流・平和事業等の取り組みが活発化し、市民文化の発展と平和を育む社会づくりに貢献してきたと言える。また景観を重視した街

並み形成や、三駅周辺の整備、電線類地中化等により、美しく災害に強いまちづくりも着実に前進した。

「環境と共生するまちづくり」では、市民参加での新グリーンセンター整備や、緑・下水・エネルギー・資源等の武蔵野市環境基本計画で掲げる「スマートシティ」を目指す総合的な取り組みが成果として挙げられる。検討中のエコプラザ(仮称)により、より多くの市民に環境への理解が広まることが期待される。

全体として、第五期長期計画で掲げた目標及び各施策は、待機児童対策など積み残しの課題はあるものの、概ね達成できているものと考えられる。

しかし、全国的な人口減少基調が今後も続くことは明白になっており、雇用・産業など様々な面で社会構造の変化による課題認識が広がっている。本市の人口は当面は増加傾向であると推計しているものの、こうした社会環境の変化の中で今後も魅力と活力のある自治体であり続けるためには、限られた経営資源を最大限有効に活用していく一層の創意工夫が求められる。

## 市政を取り巻く状況について

### 社会経済情勢等の変化

変化の激しい現代社会において、市政の方向性を見定めるためには、世界や日本全国の状況をはじめとして、市政を取り巻く社会経済情勢等を踏まえ、本市における地域課題や市民ニーズに的確に対応していく必要がある。

こうした背景を踏まえ、本計画の策定にあたり考慮すべき主な動向を以下に挙げる。

- ◆地球環境問題の深刻化
  - ・自然災害被害の甚大化(水害・猛暑・地震)
  - ・自然界や世界の食糧事情への影響
- ◆少子高齢社会の到来
  - ・人生100年時代

- ・労働力不足
- ・働き方改革
- ◆高度情報技術の進展
  - ・AIを活用した革新的サービスや製品の進化
  - ・RPA(業務自動化)技術の発展
  - ・キャッシュレス化の進展
- ◆国際社会の動向
  - ・グローバル化の進展と世界経済の影響
  - ・国連による持続可能開発目標(SDGs)の採択
  - ・外国人旅行者・在住外国人の増加
- ◆国の動向
  - ・自治体戦略2040
  - ・消費税増税
  - ・幼児教育無償化
  - ・外国人人材受け入れ制度の拡大

### 人口推計

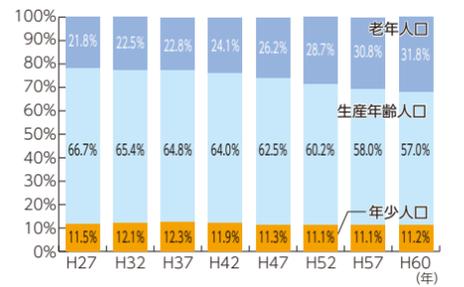
総人口は直近5年間で約6千人増加しており、現在約14万6千人となっている。平成30(2018)年に本市で実施した人口推計によると、直近の増加傾向を踏まえて、5年後の平成35(2023)年には15万人を突破し、平成60(2048)年には約16万2千人になると推計している。そのうち、外国人人口は、現在の約3千人から、平成60(2048)年には約4千5百人になると推計している。

そのほか、平成60(2048)年には、次のような状況になると推計している。

- ◆日本人人口の内訳を年齢3区分人口で見ると、老年人口は増加傾向が続く。
- ◆年少人口は、増減があるものの、ほぼ横ばいとなる。
- ◆生産年齢人口は、期間全体を通じて減少傾向となる。
- ◆単独世帯の数は増加するものの比率は横ばいで推移する。
- ◆高齢者単独世帯及び世帯主が高齢者である夫婦のみ世帯の数は、継続して増加を続ける。

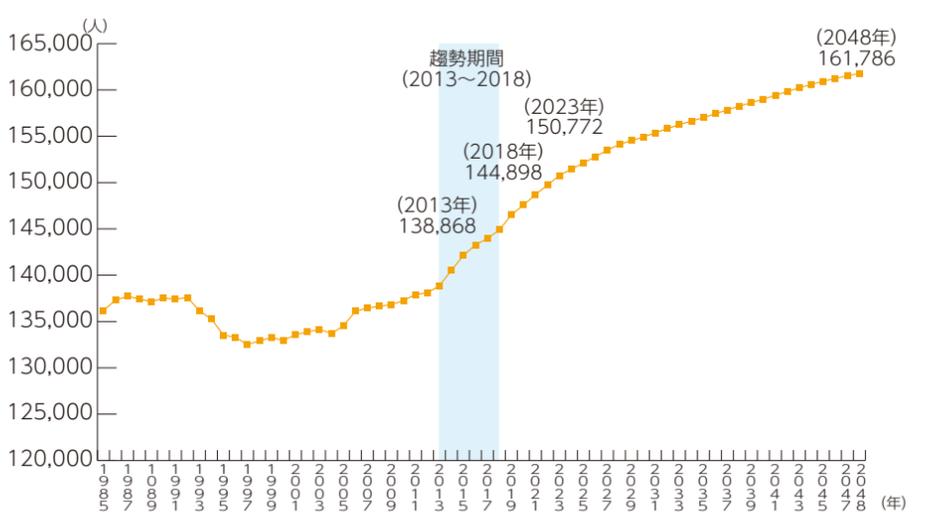
今回の人口推計では、全国的には人口減少が始まっている中で、本市においては直近5年間の人口増を反映して今後30年間は人口が減らないという予測が出ている。本市においては若年層の世代が多く転入し、その後も市内に留まっている状況がみられ、このことが人口増につながっていると考えられる。この傾向が今後も維持されることで、老年人口が増加する中でも、生産年齢人口の割合が全国と比較して高い状況を維持できるということが今回の人口推計から示唆される。

将来年齢3区分人口比率(日本人人口)



参考)平成60(2048)年の全国値:老年人口37.4%、生産年齢人口52.0%、年少人口10.6%(国立社会保障人口問題研究所における平成29[2017]年推計)

将来人口(総人口)



### 財政状況

#### 1 日本経済の動向と国の財政

平成30(2018)年6月の経済財政運営と改革の基本方針2018では、「景気回復は緩やかではあるが長期間にわたって継続している。」とされている。しかし、海外経済や米中通商摩擦の動向が景気の下押しリスクとなっていく可能性もある。

国債の残高は平成30(2018)年度末に882.8兆円に達すると見込まれており、財政健全化に向けた取り組みが必要とされている。

中長期的には、人口減少・少子高齢化の進展により経済規模が縮小する可能性に加え、拡大が続く社会保障制度をどのように維持していくかが大きな社会経済の問題となる。

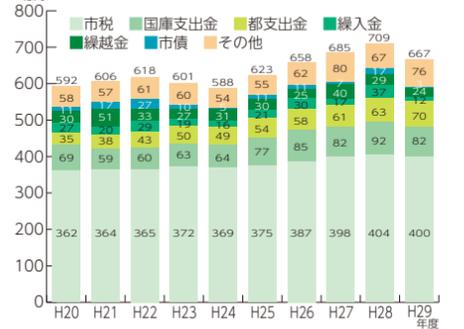
#### 2 武蔵野市の財政の状況と課題

武蔵野市は、市民の担税力に支えられ、健全な財政を維持している。財政力指数は平成29(2017)年度において、1.511(3カ年平均)と多摩26市の平均0.986(3カ年平均)より高く、自治体の財政の健全性を判断する指標においても健全性が高いことが示されている。

過去10年間における当初予算は、500億円台後半から600億円台後半の間で推移している(図表1)。市税は堅調に伸び、平成28(2016)年度には400億円台となった。今後の人口の推計を考慮すると400億円を少し上回るところで推移すると見込んでいる。

歳出では、義務的経費(人件費、扶助費、公債費)が平成29(2017)年度には263億円となり、10年間で47億円の増となっている(図表2)。このうち、人件費は21億円の減、公債費についても10億円の減となっている。一方、扶助費は高齢化の進行、障害者自立支援法の施行・充実、保育サービスの充実等により78億円もの増となっている。今後も独居高齢者の増加や子育て支援施策

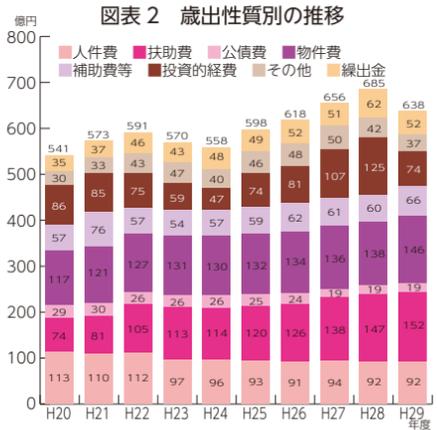
図表1 歳入の推移



用語説明 \*自治基本条例:地域課題への対応やまちづくりなど市政運営全般について誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかを明文化した自治体運営の基本ルール。本市では、「自治基本条例(仮称)に関する懇談会」で条例の骨子案の検討が進められ、平成30(2018)年10月に市長に報告された。\*いきいきサロン:週1回以上、概ね65歳以上の高齢者を対象に、介護予防、認知症予防のプログラムを含む活動(2時間程度)を行う通いの場。地域住民等が運営しており、市が支援を行っている。\*シニア支え合いポイント制度:65歳以上の方が、指定のボランティア活動に参加した場合にポイントを付与し、年度ごとの獲得ポイントに応じて、寄付やギフト券等を還元する制度。

の需要の増加等が予想され、扶助費の増加が見込まれる。

物件費は、継続的な事務事業見直しにより経費節減に努めたものの、10年間で14.3%、29億円の増となっている。平成31(2019)年10月の消費税率の改正等を考慮すると、今後もこの傾向は続く可能性がある(図表2)。



投資的経費は平成32(2020)年度以降は、学校施設をはじめ老朽化した公共施設が順次更新の時期を迎えるため、建替えに多額の費用が必要となることが想定される。基金については、平成29(2017)年度末には一般会計で414億円と、平成20(2008)年度と比べ138億円の増加となっている。借入金については、平成29(2017)年度末で、一般会計、下水道事業会計、土地開発公社あわせて、321億円で、平成20(2008)年度に比べ63億円減少している。

経常収支比率\*は、おおむね80%台で推移している。今後の財政需要を踏まえれば、低下は難しい状況である。

### ③財政見直し

歳入では、その6割を占める市税の内、個人市民税が増となり、固定資産税も安定的に推移することが見込まれる。一方、法人市民税は減額が見込まれる。また、ふるさと納税制度も税収減の要因の一つであり、危機感を持って注視しなければならない。あわせて、この制度による市政への影響を深刻な問題として捉え、市民に周知していく必要がある。

こうした状況から、市税全体では今後5年間は微増で推移することを見込んでいる。

歳出では、福祉施策に要する経費は、引き続き増加が見込まれるほか、今後、学校施設の更新や公共施設の老朽化への対応等による投資的経費が必要とされる。

中長期の財政見直しとしては、市税収入は当面は微増から、横ばいとなるが、平成50(2038)年頃からは微減していくと想定している。また、社会保障関係費をはじめとする経常的な経費の増加が続くことが想定される。さらに、老朽化する公共施設・都市基盤の更新や大規模改修が平成30年代中盤以降に本格化する。

こうした状況を踏まえ、市民福祉の向上のため、行財政改革の継続的な取り組みを進めるとともに、基金や市債を活用し持続可能な財政運営を図りながら、必要な投資を行っていく必要がある。

基金残高の増加や市債残高の減少等は、前回計画よりも進んでいる状況となっている。長期の財政シミュレーションの策定にあたり、市財政を取り巻く税財政制度、社会経済状況が変化している状況を踏まえ、精査を行っていく。

### ②未来ある子どもたちが 希望を持ち 健やかに暮らせるまちづくり

子どもは、まちにとっても市民にとっても未来であり、人と人とのつながりの基であり、元気や力の源である。子ども・子育て支援は社会全体にとって将来への投資であるとともに、まちの活力の源であるとの認識を市民全体で共有する。そのうえで、地域全体で子ども・子育てを見守り、支援していくことで、子どもを安心して産み育てられ、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに暮らせるまちづくりを推進する。

### ③地域の絆を育む 市民自治のまちづくり

市民が主体的に行う様々な活動が地域づくりと結びつき、多様な主体との連携や協働を重ねることで市民自治は育まれる。そして、この市民自治を通じた人と人との結びつきが、周りの市民の意識にも影響を与え、さらに地域の絆が育まれるという好循環のまちづくりを推進する。

### ④このまちにつながる誰もが 住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくり

武蔵野市が将来にわたって「住みたい、学びたい、働きたい、訪れたいまち」であり、さらに「住んで(学んで、働いて、訪れて)よかったまち」となれるよう、市民がそれぞれの価値観に合った生き方を実現できるための総合的な施策を充実させるとともに、武蔵野市の持つ多様な魅力や価値を確認して内外で共有していくことにより、まちの活力を向上させ、このまちにつながる誰もが、住み・学び・働き・楽しみ続けられるまちづくりを推進する。

### ⑤限りある資源を活かした 持続可能なまちづくり

少子高齢社会の到来に伴う人口減少の進展や地球環境問題の深刻化等の課題はあるが、将来世代のことを念頭に置き、魅力と活力あふれる持続可能なまちを、責任を持って継承していくことが、今を生きる我々の責務である。未来に向けての積極的な投資を行えるよう、健全な財政を堅持するための最大限の工夫と努力をしながら、環境、福祉、経済、文化等、多様な側面から、限りある資源を活かした、持続可能なまちづくりを推進する。

### 基本課題について

#### A 少子高齢社会への取り組み

今後さらに少子高齢社会が進展していく。本市が持続可能なまちであるために、子どもが安心して成長できる環境のさらなる充実を進めるとともに、不足する公共サービスの担い手の発掘と育成を促進し、まちぐるみの支え合いの取り組みを進めていく必要がある。

#### B まちの活力の向上・魅力の発信

本市においては、ここ数年で人口増が続いており、全国の状況とは異なる現象が見られる。その要因を探り、今後も選ばれるまちでいられるよう、これまでに培ってきた市の魅力を守り発信していくとともに、新たな魅力の創出を図り、まちの活力を向上させていく必要がある。

#### C 安全・安心を高める環境整備

近年、全国的に地震や水害による大規模な自然災害が発生している。巧妙化する犯罪等に対する不安も根強く残る中、ハード・ソフト両面からの総合的な防災力の強化や防犯力の向上が求められている。あわせて、様々な分野において「安心感」を持って日々の暮らしができるよう、セーフティネットのさらなる充実を図る必要がある。

#### D 公共施設・都市基盤の再構築

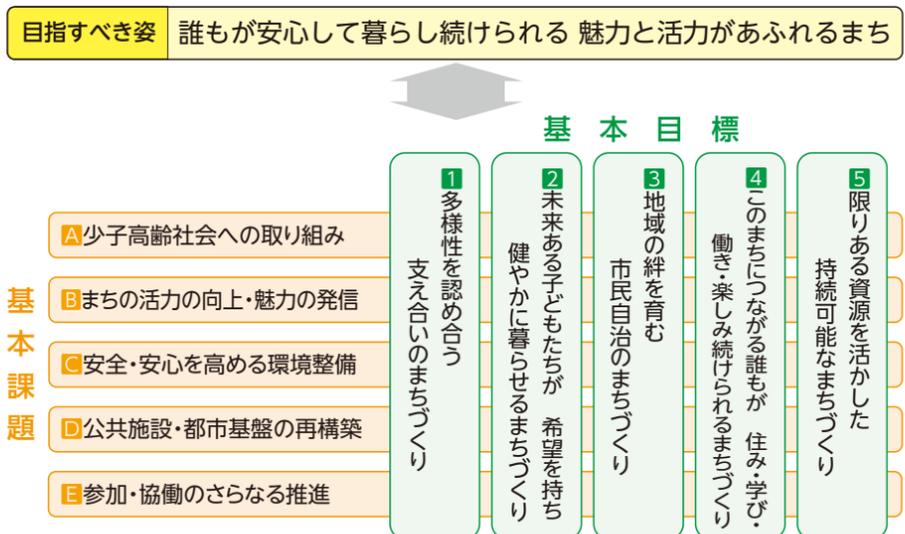
住民サービスの基盤であり、さらにはまちの魅力や都市文化を醸成する重要な要素でもある公共施設や都市基盤が、今後順次更新の時期を迎えることになる。再構築に必要な多額の財源を確保するために、行財政改革への不断の努力を継続しながら、市民全体でこの課題を共有し、適正な規模や水準について考えていく必要がある。

#### E 参加・協働のさらなる推進

地域における公共的な課題は多様化・複雑化してきている。これらに対応するためには、様々な立場の人々が課題や目的を共有し、知恵を出し合い役割を分かち合っ取り組んでいく必要がある。様々な主体との連携・協働とともに、市民のまちづくりへの参加を促し、本市の市民自治のさらなる進展を図っていく必要がある。

## 第六期長期計画における基本目標等について

第六期長期計画における目指すべき姿と、それを実現するための基本目標及び前提となる基本課題について、それぞれの関係のイメージを下図に示す。5つの基本課題は、市政全般に係る分野横断的な課題として抽出したもので、5つの基本目標に対して横串の関係となり、それぞれが相互に関連する課題である。



## 分野別の課題



### 健康・福祉

#### ①健康長寿のまち武蔵野の推進

誰もが、その年齢や状態に関わらず、生涯を通じて住み慣れた地域で暮らしつづけるために、武蔵野市第3期健康福祉総合計画に基づいて、保健・医療・

介護・福祉など様々な分野が連携し、まちぐるみの支え合いの仕組みづくり(武蔵野市の地域包括ケアシステム\*)をさらに推進していく。

市民一人ひとりが予防的な視点を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことを積極的に支援する。

また、心のバリアフリーに引き続き取り組み、関係機関との連携を図りながら、障害者差別の解消をはじめ誰にもやさしいまちづくりを推進する。

### 基本目標について

#### ①多様性を認め合う 支え合いのまちづくり

市民生活のあらゆる場面で、生き方や価値観の多様化が進んでいる。様々

な違いを超え、お互いに理解し合うことにより、寛容性が育まれ、人と人とのつながりが生まれ、このつながりが基礎となり、地域での見守りや支え合いへと広がっていく。誰もが安心して住み続けられるよう、多様性を認め合う、支え合いのまちづくりを推進する。

\* 経常収支比率:財政構造の弾力性を示す指標。毎年経常的に発生する人件費、扶助費、公債費等の義務的経費に対し、市税等の一般財源がどのくらい使われているかを表す。  
\* 地域包括ケアシステム:高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようするための地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向けて各地域で取り組みが進められている。本市では、こうした包括的な支援・サービス提供体制の構築にあたり、地域の様々な主体が関わるという特徴を踏まえ、「武蔵野市における2025年へ向けたまちぐるみの支え合いの仕組みづくり」と言い換えている。

## 2 武蔵野市ならではの自助・互助・共助の取り組みの推進

テンミリオンハウスやレモンキャブといった従来の地域における共助・互助の取り組みをさらに推進するとともに、いきいきサロンやシニア支え合いポイント制度など新たな施策の展開によって、地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進める。シニア支え合いポイント制度については、担い手の裾野を広げるため、対象とする施設や地域でのボランティア活動を増やすとともに、幅広い年齢層への拡大について市民の多様な意見を踏まえながら検討していく必要がある。

今後、地域住民による自主的な活動をするための場所の確保や、運営を担う人材の発掘・育成、取り組みの周知といった課題への対応を検討する必要がある。

社会参加が、効果的な介護予防や健康寿命の延伸につながるという考え方のもと、支える側と支えられる側という関係性を越えて、誰もが地域活動の担い手となるよう、支え合いと活躍の場を広げていく。

## 3 生命と健康を守る地域医療の維持・充実と連携の強化

高齢化の進展による在宅医療のニーズや子育て世代、障害者(児)の医療ニーズが高まっている。市内の医療機能については、救急体制、病院機能ともに概ねバランスは取れているが、吉祥寺地区の病床数は減少している。今後、吉祥寺地区の病床確保に向けた取り組みを進めるとともに、市民の在宅療養生活を支える保健・医療・介護・福祉関係者の連携を強化する。

また、市民の生命・健康を脅かす健康被害の発生を防止し、被害を拡大させないよう危機管理体制を構築していく。

## 4 オールライフステージにわたる相談支援体制の充実とネットワークの強化

介護・福祉ニーズは多様化、複雑化している。例えば、子育てと介護を同時に行うダブルケア、子どもが親など家族のケアを行うヤングケアラー、大人の発達障害、生活困窮者、障害のある子と認知症の親が同居している家族への支援等、それらが複合的に発生している状況があり、制度ごとのサービス提供では対応の難しい場合が増えている。

相談者本人・家族支援の視点に立ち、複合的な課題を解決するため、最初に相談を受けた機関が様々な関係機関と連携し、適切な支援につなげる必要がある。保健・医療・介護・福祉分野の多職種連携を推進するために、分野横断的な研修や対応時の仕組みづくり等により、全世代に対応した相談支援のネットワークを強化していく。

また、個別支援を充実させ、妊娠期からの切れ目ない支援を推進する。

判断能力が不十分な方の権利擁護と成年後見制度の利用を促進し、本人と家族の安心につなげる。

## 5 尊厳ある人生の最期を迎えるための意思決定を支える取り組み

ひとり暮らし高齢者がさらに増えていくことが予測される中、老後だけではなく自身の死後に関して不安を抱え

る人が増えている。自己決定ができるうちに自らの未来について考える機会を得るとともに、介護や医療、人生最期の過ごし方について本人の意思決定を支援していく取り組みを進める。

## 6 認知症の方とその家族を支える取り組み

認知症の方への対応は大きな課題となっている。認知症の方が尊厳を持って地域で安心して暮らし続けることができるよう取り組みを進める。また、市民の認知症理解の促進や地域の見守り意識の醸成を図る。

認知症に限らず、家族が介護により仕事を辞めることなく(介護離職ゼロへの取り組み)、介護と仕事、自分らしい生活との両立を実現できるまちづくりが求められている。

これらの達成に向け、要介護者とその家族を支える適時適切な支援体制を強化していく。

## 7 生活困窮者への支援

貧困の連鎖は断ち切らなくてはならない。経済的な問題だけではなく、家族の問題や心身の問題等、多様かつ複合的な課題を抱えている方、制度の狭間で必要な支援が届いていない方、自ら支援を求める声を上げられない方を早期に発見し、必要な支援に確実に「つながる」よう、様々な分野の相談機関との横断的連携をさらに強化していく。生活困窮者の自立を支援する事業を推進し、伴走型の支援を継続して実施する。

## 8 福祉人材の確保と育成・質の向上に向けた取り組み

福祉人材の確保は喫緊の課題である。新たな人材の育成や質の向上とともに、現在市内で働いている方が誇りとやりがいを持って働き続けられる取り組みが求められる。また、今後増加が見込まれる介護分野等の外国人従事者の支援を検討する必要がある。

本市は介護保険施行時に市町村レベルでは全国初のケアマネジャーガイドラインを策定し体系的な研修会を実施する等、介護人材の質の向上に積極的に取り組んできた。それらの実績の上に、人材の確保と育成・質の向上を一体的に行う地域包括ケア人材育成センター\*を軸に、国や都における人材確保策との連携や役割分担など広い視点に立って、本市の福祉を支える人材に関する多様な取り組みを検討する。

本市が誇る高い市民力の源泉である各地域福祉団体は、今後ますますその役割が重要となる一方、活動されている方の高齢化や担い手不足といった課題に直面している。一人にかかる負担の軽減や人材の裾野の拡大を図ることにより、市民の主体的な地域福祉活動につなげていく。

## 9 福祉サービス再編の検討

安定的な福祉サービスを確保するため、福祉サービスの果たすべき意義や役割を再整理し、持続可能な制度の構築に向けた取り組みを進めていく。

介護老人保健施設や障害者グループホームの整備など福祉サービスを巡る環境が変化しつつある桜堤地域において、より一層有機的に機能するよう、桜堤ケアハウスのデイサービスセンター

の転用を含めて、エリアの福祉サービスの再編について議論が必要である。

## 10 地域共生社会に対応した新しいサービスと基盤の整備

高齢者や障害者をはじめ誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続

することができるよう、必要な基盤整備を計画的に進めていく。本市の地域特性に合わせて、地域共生社会に対応した小規模・多機能・複合型をキーワードに多世代型の新たなサービス及び施設を整備する。



## 1 子ども・子育てを応援するまちづくり

子どもは、一人ひとりがかけがえない存在として認められ、それぞれの個性が尊重された成長・発達過程が等しく保障されるべきである。

子どもと子育て家庭を支え未来を守り、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、行政・市民・企業・子育て関係団体など地域社会全体で子どもと子育てを応援するまちづくりを推進する。

## 2 妊娠期からの切れ目ない支援

子どもを安心して産み育てられる環境を整備するため、これまでの産前・産後支援の取り組みに加えて、妊娠期からの切れ目ない支援・相談体制として、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、子育て世代を包括的に支援する体制を整備する。

また、みどりのこども館については、国の構造改革特区を活用して児童発達支援センターとして位置付け、それぞれの子どもの発達段階に応じた支援体制を強化する。

関係部署による機能連携の評価・検証を行い、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について検討を行う。

## 3 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実

児童虐待・養育困難家庭に対する初期対応の充実を図る必要がある。子育て支援ネットワークを活用して多機関での対応を強化する。

子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがなくなるよう、第五次子どもプラン武蔵野に貧困対策計画を包含し、関係部署の連携による横断的かつ効果的な支援を行う。

## 4 子どもの医療費助成の拡充

すべての子育て家庭が安心して子育てでき、長く住み続けたいと思える取り組みが必要である。より一層の子どもの保健の向上と子育て家庭の経済的負担を軽減するために、子どもの医療費を所得制限なく18歳まで無償とする仕組みを構築する。

## 5 保育の質の確保・向上と待機児童対策の推進

保育の実施責任のある基礎自治体の責務として、保育アドバイザー等巡回支援や指導検査の強化を図るとともに、既存施設向けの実務研修や、新規保育所における開設前研修の実施等を通

じて、保育の質の確保・向上を図る。

待機児童対策については、希望する保育施設に入所できるよう、地域ごとの保育ニーズを把握し、保育施設の整備を継続的に実施するとともに、既存施設の有効活用も合わせて検

討していく。

## 6 小学生の放課後施策の充実

すべての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域子ども館事業を充実させる。学童クラブについては、低学年児童の待機児童を出さないよう、学校敷地内及び隣接地での整備を行う。また、質の向上を推進するとともに、4年生以上の受入れについて検討を進める。

## 7 青少年健全育成事業の充実

地域における青少年健全育成のさらなる担い手確保のため、青少年問題協議会地区委員会の活動への支援を充実し、市民の理解と参加促進を図る。また、次世代の担い手を育成するため、青少年の段階から地域活動に参加する機会をさらに充実させ、意識を醸成する。

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する青少年に対して、生活、学習、就労等を支援する居場所づくり等を通じて、健全な育成を図る。

## 8 子育て支援施設のあり方

多様な子育て支援ニーズに対応するため、0123施設等の地域子育て支援拠点施設を中心としながら、コミセン親子ひろば等と連携した仕組みづくりを進める。

桜堤児童館については、現在の事業に加え、未就学児を対象とした事業を拡充する。

公立保育園については、市内の保育の状況や外部有識者など幅広い意見を踏まえて、その役割とあり方の検討を進める。

## 9 未来社会を切り拓くための資質・能力の育成

今後大きく変化する社会の中で、あらゆる事象に主体的に関わることができるよう、子どもたちの「生きる力」を育む。そのために、知・徳・体をバランスよく育むとともに、体験活動や個性を生かし多様な人々との協働を促す教育、学ぶ意欲や自己肯定感を醸成する教育を充実させる。

より良い社会づくりに参画する資質・能力を育成するため、教科横断的な学習となる武蔵野市民科\*のカリキュラムを実施する。

## 10 義務教育期間の学校教育のあり方

小中一貫教育実施の是非については、小中一貫教育あり方懇談会において、本市の学校環境がおかれている現

時点での状況等(中学校に相当する後期課程の規模や施設一体型校舎における児童・生徒の学校生活への効果と影響、地域コミュニティ等に与える影響・課題、防災上の課題、移行期間中の課題、現状の児童・生徒数の増加や施設設置上の課題、建設費用等)の総合的な議論を行った。この議論を踏まえ、小学校区単位の施設一体型小中一貫校ではなく、従来の環境で、引き続き本市の学校教育に求められる目的、目標の達成を目指す。小中連携教育研究協力校の実践を活かし、教育課程の充実を図るとともに、小中学校間及び関係機関との人的・物的な連携深化及び適切な情報共有による福祉機能の強化等について検討を行う。

**11 学校教育の質の向上を図るための環境整備**

教員の持ち時数の軽減、市講師の配置、校務を支援する人材の増員、部活動指導員を活用した持続可能な部活動を実施すること等により、教員の多忙化を解消し、教員の授業への十分な準備と子どもに向き合う時間を確保する。このことにより、教員が職務にやりがいや誇りを感じることができるようになるとともに、授業力を向上させることで、本市の学校教育の質を高め、あわせて教員の確保・育成を図る。

また、主体的・対話的で深い学びを支えるために、ICT機器を活用したより効果的な指導を行う。

部活動については、地域スポーツクラブ化及び生涯学習事業としての実施についても研究する。

**12 学校と地域社会との連携・協働体制の構築**

学校と保護者や地域の住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるため、主体的に学校運営や教育活動について協議し意見を述べたり、目標やそれぞれの役割について話し合う場として、開かれた学校づくり協議会を発展させる等、今後の新たな学校運営のあり方について検討する。

あわせて、教育活動を支える体制として、本市では地域と学校の調整役として地域コーディネーターを各学校に配置しているが、地域が学校を「支援」する一方向的な活動から、地域と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」型の活動の充実に向けた、地域と学校の協働活動の実施体制について検討を行う。

**13 多様な教育的ニーズに応じた指導・支援体制づくり**

インクルーシブ教育の理念を踏まえつつ、一人ひとりの教育的ニーズに対応できるよう、特別支援学級・特別支援教室・通常の学級における指導の体制及び支援や連携のあり方を検討するとともに、教員・子ども・保護者等への理解啓発を行う。

不登校対策を総合的に推進するために、学校における未然防止や早期対応、スクールソーシャルワーカーや支援員の配置拡充、多様な教育機会を確保する方策を実施する。

教育センター構想については、教育支援センターと関係機関との連携による相談支援体制づくりや学校の教育活動を支援する教育推進室の機能強化を進めながら、必要な見直しを行う。

**14 安全・安心かつ適切な教育環境の確保と学校改築の着実な推進**

学校改築にあたっては学校施設整備基本計画(仮称)で定める標準的な仕様及び改築の進め方に基づき、地域の実情を踏まえた多機能化及び複合化も見据え、着実な整備を進める。

また、学校施設を改築するまでの間についても、児童生徒数の増加、自然災害リスクの増大及び気温上昇等に適切に対応し、良好な教育環境を確保する。

学校給食施設については、新桜堤調理場の稼働や小学校の改築に伴う自校調理施設の整備により、より多くの人材が必要となる。人材の確保及び食育の推進のため、地域人材の活用を含めた調理体制の見直しにより効率的な運営を図る。

そのために、引き続き市民の人権意識の向上や若年代からの意識啓発に努めるとともに、LGBTやSOGIなどの理解に向けて取り組み、同性カップルなどの多様な家族に対するパートナーシップ証明書の交付について、実現に向けた検討を行っていく。

**15 未来へつなぐ平和施策の推進**

本市は戦時中にあった軍需工場を目標に空襲を受けた。戦後70年余り経ち、当時の体験者が高齢化していく中で、戦争の悲惨さと平和の大切さを次世代に伝えていく必要がある。平和施策を推進するため、武蔵野ふるさと歴史館や図書館等と連携し、これからの担う若年層の関心が向く内容を研究する。

**16 産業の振興**

近年、少子高齢化を背景に商店街の衰退や中小規模事業者の後継者不足、賃料の高騰等、市内の産業を取り巻く課題や、ICT化の進展、外国人労働者の増加など社会環境の変化が顕著となっている。住む人・働く人・来街者・事業者のいずれにとっても魅力あるまちとして選ばれ続ける自治体となるために、関係団体等と協力しながら、駅周辺への新たな産業の誘致・育成や産業と福祉の連携、アニメーション等のコンテンツを活かした事業連携、商店街の環境整備、情報化・国際化への対応、多様な人材を活かす創業・雇用・就労支援等に取り組む。

**17 農業の振興と農地の保全**

将来にわたり市内における農業を継続するため、現行生産緑地農地が、新制度の特定生産緑地農地に漏れなく移行できるように所有者への周知と説明を尽くす。また、後継者の育成について関係団体、行政等による支援を進める。

農地は生産の場とともに災害時の避難場所や延焼遮断機能、雨水の涵養など都市における貴重な役割も担っている。新たに都市農地貸借円滑化法が施行され、市内の農地についても貸借の道が開けたことを踏まえ、関係団体等と貸借の仕組みを検討し、農地の保全を図る。相続に伴う農地減少への対応についても研究を進める。

**18 生涯学習施策の推進**

多くの活動主体によって、市民が多様に学ぶための環境が整備されてきた。さらに生涯学習を推進するため、人生100年時代に対応した学び直しや、学びを通じた人々や地域とのつながりづくり等についてさらに取り組んでいく。

また、学校における部活動の生涯学習事業化及び芸術や文化等の鑑賞、体験及び実践に関する学校教育活動を支援・補完する社会教育活動について研究を行う。

図書館は、ICT機器等を活用することで、図書とデジタルの効果的な連動等により図書館サービスの向上を図る。また、中央図書館については、今後もより良いサービス提供を継続していくため、最適な運営体制について検討していく。

武蔵野ふるさと歴史館は、地域の歴史、文化を次世代に伝えるため、歴史資料の収集基準を作成し、収蔵資料の価値づけを行うとともに、歴史公文書の

公開に向けた整備を行う。また、各種機関等との連携により、広く教育、学術及び文化の発展に寄与し、研究成果を市民に還元する。

**19 市民の誰もがスポーツを楽しめる環境の整備**

運動習慣の定着化や障害者が日常的にスポーツを楽しむことができる環境整備等「するスポーツ」「観るスポーツ」「支えるスポーツ」の多様化に対応する。スポーツ活動の拠点である体育施設は老朽化が進んでいるため保全・改修工事を行う。特に温水・屋外プールは今後のあり方を検討する。

**20 東京2020大会のレガシーの継承と発展**

東京2020大会の開催は、障害のあるなしに関わらず人間の可能性を引き出すスポーツ、芸術、国際交流、ボランティアの意義を確認する契機となっている。これらの、創出されたレガシーを継承し、発展させていく。

**21 都市観光の推進**

東京2020大会後も訪問者数が増加することを見込み、インバウンド向け観光メニューを開発するとともに、市内の企業及び近隣自治体とも連携し、広域による新たな魅力創出を図る。映画・音楽・アニメーション・漫画等の市内に豊富にあるコンテンツを活かしたシティプロモーションを推進する。また、観光ガイドの育成のため、市民ボランティア団体等との連携を検討する。来街者がまちの魅力に触れる機会を増やすことにより、本市への訪問者の増加を目指す。

**22 都市・国際交流事業の推進**

本市は海外6都市、国内9都市との間で、友好都市交流関係を結んでいる。海外交流事業については、青少年の相互交流が中心であるが、ルーマニア・ブラショフ市には日本武蔵野センターを設置している。海外交流事業を継続していくうえで、設置の意義や効果を再確認する。また、国内友好都市交流事業の拠点として設置しているアンテナショップ麦わら帽子\*については、改めて設立当初の理念に立ち返り、その後の小売業を巡る環境変化を踏まえ、交流の基盤としてのあり方を、友好都市等を交えて多角的に検討する。

**23 在住外国人支援**

大幅な増加傾向にある在住外国人を支援するため、(公財)武蔵野市国際交流協会との連携のもと、在住外国人を生活者として捉え、多様化する外国人のニーズ把握や日本人の協会支援者会員獲得に努めるとともに、国の施策の動向を注視しつつ、東京都や他自治体との広域的取り組みを推進する。

**24 さらに市民文化の発展を目指して**

平成30(2018)年度に本市で初めて策定された文化振興基本方針は、既存の各個別計画の実施において、芸術文化的な要素や視点を提供することによって、市全体として市民文化・都市文化の発展を目指すものとしている。

この方針に基づき文化振興に取り組むため、庁内外の体制を構築するとともに、文化振興のあり方を検討し続け、



**文化・市民生活**

**1 時代に合ったコミュニティのあり方検討と市民活動の連携**

本市は、昭和46(1971)年のコミュニティ構想\*に基づき、コミュニティセンターを中心としたコミュニティづくりを進めてきた。全市的な町内会の体制を取らず、市民が主体的・自発的に地域のまちづくりに取り組んできた点は大きな特徴である。

現在、コミュニティ協議会をはじめ、福祉の会など地域別に組織された団体、テーマ性を持つNPOなど多くの団体が多様な活動に取り組んでいる一

方、個人情報に関する意識や規範、安全・安心へのニーズ、ICTの普及等、コミュニティを取り巻く社会環境は大きく変化している。また、多くの団体が担い手不足や相互連携等の課題を抱えている。これらの課題解決のため、「これからのコミュニティ」の議論を踏まえ、市民同士が語り、関係性を構築していける場づくりを着実に進めつつ、変化を踏まえた支援策を研究していく。

**2 多様性理解及び男女平等施策の推進**

すべての人が、性別、性自認、性的指向、国籍、文化、障害のあるなし等に関わりなく、その個性と能力を活かして、生涯にわたりいきいきと、健康な生活を営むことができる社会を実現するため、一人ひとりの多様性を認め合い尊重し合う社会を構築する必要がある。

\*コミュニティ構想:武蔵野市第一期長期計画の策定時(昭和46[1971]年)に取りまとめられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するために、行政が市民の市政参加の仕組みをつくることと、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくことを目指す。\*アンテナショップ麦わら帽子:9つの友好都市と武蔵野市の物産品販売や友好都市の観光情報等を発信しているアンテナショップ。平成13(2001)年10月吉祥寺中道通り商店街にオープン。

効率的・効果的にサービスを提供するために(公財)武蔵野文化事業団と(公財)武蔵野生涯学習振興事業団の統合に向けた事業連携等を進める。

また、文化施設・ホール等のあり方について駅勢圏ごとに整理したうえで、既存施設の寿命を念頭に、必要とされる機能をどのような施設に備えるのかを明確にし、施設の更新に備えた長期的スケジュールを検討する。

### 13 災害への備えの拡充

今後、30年以内に70%以上の確率で首都直下地震等の発生が予想されている。耐震や防災の取り組みが進まない部分もあるなか、様々な啓発活動や支援による市民の防災力向上、住宅や緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進、無電柱化への取り組み等を通じて、減災に向けたまちづくりを一層推進する方策を検討していく。また、大規模災

害や風水害に備えた即応力の強化や迅速な復旧、復興の実現のために、災害対応力の向上の取り組みと多様な組織との連携による防災体制の確保を推進していく。市外からの人的応援・支援を円滑に受けるための受援計画の策定について検討していく。

### 14 安心して暮らし続けられるまちづくり

市内の刑法犯認知件数は平成14(2002)年のピーク時に比べ半減したが、さらに「見せるパトロール」「地域の防犯力向上」の推進を図り、体感治安向上の取り組みを進める。一方、振り込め詐欺等の特殊詐欺の発生件数は高止まりしており、警察署・商店会・金融機関等の地域の関係機関と連携し、様々な機会を捉えて被害の発生抑止活動を継続していくとともに、被害にあった際の消費生活相談の活用の周知に取り組む。

も重要である。省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの普及を中心としたエネルギー消費のスマート化施策の継続的な実施に加え、家庭でのエネルギー消費削減のための支援や、エネルギー消費量の割合が高い事業所への指導・啓発を実施していく。

### 4 公共施設的环境配慮の推進

太陽光発電システムの設置や、新クリーンセンターのごみ発電機能等による周辺公共施設への電気・熱のエネルギー供給等、環境に配慮した施策を展開してきたが、公共施設の中には、設備の老朽化によるエネルギー消費やCO<sub>2</sub>排出量の過多が見受けられるため、改修コストとのバランスを注視しつつ、引き続き環境配慮型の施設・設備に切り替えていく必要がある。加えて、民間の開発や建物の建設等についても環境負荷の少ない省エネルギー、再生可能エネルギー手法の普及を奨励していく。

### 5 良好な街並みづくりに寄与する街路樹の保護・育成

本市では、自然樹形(樹種本来の生育のかたち)を基本とした街路樹の管理を実施しており、良好な街並み・景観を形成するうえで大きな役割を果たしている。一方で高木化に伴う枝葉や根上がりりが通行の支障となるなど課題もある。

引き続き、樹木の健全な生長を阻害しないような剪定に加え、歩行者や車の安全かつ円滑な通行を確保するための管理を実施していく。

また、定期的に街路樹診断等を実施し、危険木については、植替えを前提に樹木の保全を行っていく。

### 6 緑の保全・創出・活用

本市では、残されている歴史的な緑と市街化された住宅地における個々の緑の複合により緑豊かな住宅都市としてのイメージが定着している。

公園緑地等の緑については、既存の資源(ストック)を有効利用しながら地

域に根差した魅力ある整備を行っていくとともに、確保・拡充を進めていく。また、老朽化した公園施設の適正な改修と利用者の安全利用を踏まえた維持管理を行っていく。

民有地の緑は、落ち葉等に対する地域からの苦情や、維持管理のための費用負担等により、所有者の負担感が大きくなることで減少傾向が続いている。将来を見据えた緑の質を高める指導基準等の見直しや、身近な緑に対して関心を持ち、自らの生活の中で緑の良さを実感する取り組みを進める。また、都市に残る貴重な農地を保全していくため、農にふれる機会を創出していく。

### 7 緑と水のネットワークの推進

豊かな街並みを創出していくため、引き続き関係機関と連携し、道路緑化や玉川上水・千川上水等、市内の緑・水辺環境の整備を進めるとともに、それらを公園緑地とも結び、緑と水のネットワークを推進する。

また、広域的に緑を支えるための連携の取り組みとして、多摩地域の森林を健全に育成するとともに、市民の自然とのふれあいを促し、森林資源の活用と公益的機能の充実を図るため、二俣尾・武蔵野市民の森事業を実施している。引き続き、森林が持つ水源涵養、地球温暖化防止等の多面的機能に着目しながら、保全・整備事業を継続して実施していく。

また、新たに創設された森林環境譲与税に対応した既存事業の充実や国産材の活用について検討していく。



### 1 個性あふれる魅力的な地域のまちづくり

地域特性を活かした市民による自発的・自立的なまちづくりを推進するため、市民、市民活動団体、事業者等の様々な主体によるまちづくり活動の発掘や始動を促進し、地域のまちづくりルールの策定に向けた支援を進めるとともに、エリアマネジメント\*活動への段階的な支援を進める。

業務・商業の集積により都市の活力を維持するとともに、良好な住環境を保全するため、都市をマネジメントする視点から、都市計画と産業振興施策、農業振興施策等をはじめとした様々な分野との連携を強化し、計画的な土地利用の誘導手法について検討する。

身近な景観を誰もが心地よいと感じられるものにしていくために、景観ガイドラインによる景観誘導を進める。また、道路における、景観性・防災性・安全性の向上を図るため、無電柱化のさらなる推進や街路樹の良好な維持管理

### 8 ゴミ減量と合理的処理の推進

ごみの発生抑制、最終処分量の削減、ごみ処理費用の低減のため、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割、責務を認識し、相互に必要な連携を進める必要がある。一方で、ごみ処理の場は市民の生活の場から離れ、市民の目には見えにくいいため、身近な課題として捉えづらくなっている。ごみ処理に係る経費や環境負荷、最終処分場の状況など本市のごみ処理について見える化を進め、市民一人ひとりのごみ減量と適正分別の行動につながるような啓発事業を実施する。特に食品ロスの削減に資する啓発事業を展開する。

なお、食品ロスやマイクロプラスチック等の地球規模での環境問題や社会状況の変化、新クリーンセンター稼働等、本市の廃棄物処理を取り巻く環境が変化しているため、排出から収集、中間処理そして最終処分に至るプロセスについて、より合理的な廃棄物処理のあり方を検討する。あわせて、集団回収制度のあり方について検討を行う。

また、将来を見据えた広域的な廃棄物処理の実現可能性を探りながら、近隣自治体等との情報交換・意見交換を継続する。

### 9 様々な環境問題への対応

人の移動や物資輸送のグローバル化が進展し、新たな感染症や外来生物の侵入による、市民生活や生態系に影響を及ぼすリスクが増加しているため、知見を有する関係機関との平時からの連携により、不測の事態に適切に対応できる体制を構築、維持していく。

を行う。

### 2 将来にわたり持続性ある都市基盤づくり

#### ① 道路

将来にわたり安全・安心な道路サービスを提供するために、道路総合管理計画に基づき、計画的・効率的・持続的な道路管理を推進する。また、道路管理の重要性に関する市民等の理解を促進し、アダプト制度や道路協力団体制度の活用を検討、ICTの導入等を進め、市民と協働・連携した道路管理を実現する。

② 下水道

平成31(2019)年度策定予定のストックマネジメント計画に基づき、一斉に耐用年数を迎える大量の老朽化した下水道施設の計画的・効率的な改築及び維持管理を進め、評価と見直しにより精度向上を図っていく。また、昭和45(1970)年度から続く区部への汚水の暫定流入に対応するため、流域下水道への編入等の広域的な大型建設事業に向けた課題の整理、検討を進めていく。これらの事業に対応し、今後も安定的・継続的に下水道サービスを提供していくため、包括委託等の民間活用を含めた体制整備を検討していく。

今後、中長期に大型建設事業等が予定される一方、国の補助金等の財源確保は厳しくなることが予測されるた



## 緑・環境

### 1 総合的な環境啓発の推進

現代の環境問題は、市民・市民団体・民間事業者・行政等の各主体が、環境の変化を自らの問題と捉え、主体的に環境配慮行動を実践していくことが、課題解決への鍵となる。

市民団体、民間事業者等が環境啓発の担い手・主体として活躍できる機会や場を提供し、その活動支援を行うとともに、それぞれの役割を共に考え、持続可能な社会を目指す。また、あわせて行政の多岐にわたる環境情報を集約し、わかりやすく発信していく。

環境啓発施設エコプラザ(仮称)\*は、ごみをはじめ、資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性等、多様な環境啓発の拠点施設として整備し、環境に配慮した行動を市内全域へと促していく。

### 2 良好な環境の整備に向けた市民活動との連携

緑は市民の共有財産という理念のもと、地域の市民の力で緑を守り育てるため、身近な緑に関心を持つことができる取り組みを進める。また、より多くの市民が緑の活動に参加できる仕組みづくりを推進する。

都市化の進展により雨水が地下に浸透せず、集中豪雨による浸水被害のリスクが増大しているため、引き続き地下水の涵養等を目的とした取り組みへの支援とともに、水循環の重要性についての啓発を行い、民間住宅での浸透施設の設置等、健全な水循環への行動を促していく。

### 3 気候変動を背景としたエネルギー消費のスマート化

温室効果ガスによる気候変動に対応するためには、世界や国レベルによる動きに加えて、基礎自治体の取り組み

**用語説明** \*環境啓発施設エコプラザ(仮称):ごみ、資源エネルギー、緑・水循環、生物多様性等、多様な環境啓発と環境に関するネットワークの拠点施設として、平成32(2020)年11月の開設を目指している。旧武蔵野クリーンセンターの一部を再利用して、「みんなであつこう!子どもたちに未来をつなぐエコプラザ」をコンセプトに、環境に配慮した行動を市内全域に促す目的で整備する。\*エリアマネジメント:地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

め、下水道使用料等の適切な見直しを行っていくとともに、平成32(2020)年度の公営企業会計移行を機に一層の経営の健全化・透明化を図る。

**③水道**

本市のような中小規模水道事業においては、料金収入の減少、施設の老朽化や自然災害への対応など様々な課題が指摘されており、人口減少時代を踏まえた広域化の検討を進めていく必要がある。本市はこれまで必要量の100%の水源を確保できないながらも市単独で事業を行ってきたが、今後単独事業を維持していくことは困難である。安全で安定的な水道供給の持続性を高めるため、都営水道への一元化を目指した取り組みを推進していく。

**③誰もが利用しやすい交通環境の整備**

高齢社会の進展等による交通環境の変化に対応するため、利便性の向上など地域公共交通のネットワークの充実を図るとともに、歩行者を重視した道路空間づくりを推進する。

自転車については、関与する事故や危険運転、違法駐車等の問題が生じているため、交通ルールやマナーの向上を図るとともに、走行空間の整備や安定的な自転車駐車場の確保を進める。また、様々な交通手段の活用により、地域公共交通全体とのバランスを図りながら、高齢者や障害者をはじめ市民誰もが利用しやすい安全・安心な交通環境の整備を推進する。

さらに、持続的な交通事業の展開を図るため、ムーブスや自転車駐車場の事業展開や料金体系については、今後の市民サービスのあり方、受益者負担や公平性、事業効率性等の様々な視点から議論が必要である。

**④安全で快適な道路ネットワークの構築**

第四次事業化計画で優先整備路線に位置付けられた都市計画道路については、沿道住民や周辺環境等への配慮について丁寧な対応を都に求める。なお、歩道が狭く安全性や防災性等に課題のある女子大通りについては、確実な事業着手を都に要請する。また、五日市街道や井ノ頭通りについては、歩行者や自転車の安全で快適な通行環境の確保に向け、引き続き都に事業化を要請する。

生活道路については、路線の優先度を踏まえ、区画道路整備や狭あい道路拡幅整備を進め、交通の円滑化と防災性の向上を図る。

未着手の都市計画道路や区画道路等については、必要性の検証を継続的に行う。

都市高速道路外郭環状線は、事業者に対して「対応の方針」に基づく対応と、事業進捗に合わせ適切な情報提供を求めるとともに、安全・安心な事業の推進を要請する。外郭環状線の2は、沿線地域と連携を図りつつ、「検討のプロセス」に沿った対応と住民への丁寧な対応を都に求めていく。

なお、道路ネットワークの構築までに発生する生活道路への通過交通の流入による課題に対しては、警察等の関係機関との連携や市民との協力により、交通規制や交通ルール、マナーの向上を図る取り組みを進めていく。

**⑤安心で、心地よく住み続けられる住環境づくり**

住宅は生活の基盤であるとともに、まちを形づくる基本的な要素である。魅力あり住み続けられる良好な住環境を形成するため、空き住宅等の対応も含めた良質な住宅地の維持・誘導、老朽化した分譲マンション等の耐震化や再生に向けた支援、居住安定への支援等の住宅施策を総合的かつ体系的に推進する。

新たな住宅セーフティネット制度を踏まえ、高齢者、障害者、ひとり親世帯等の住宅困窮世帯に対する支援等については、福祉とも連携し、官民一体の包括的な対応を進める。なお、住宅確保要配慮者の対象者の範囲、支援方法や助成額等について慎重な議論が必要である。

また、市営住宅や福祉型住宅については、適正な管理・運営を図るとともに、新たな住宅セーフティネット制度と関連し、民間賃貸住宅等の住宅ストックとしての活用や今後の市営住宅・福祉型住宅の整備のあり方やその数について議論が必要である。

**⑥活力とにぎわいのある駅周辺のまちづくり**

**①吉祥寺駅周辺**

都立井の頭恩賜公園等の環境資源、回遊性が高く特徴ある商業地、閑静な住宅地等、これまでに蓄積された資産を活用し、様々な人が親しみ、集い、活気と魅力のあふれるまちであり続けるため、新しい将来像が示される吉祥寺グランドデザインを踏まえ、様々な主体の参加と活動のもと、まちづくりを推進していく。

ハーモニカ横丁をはじめとする駅周辺の民間建築物は老朽化が進行し、耐震性や防災性に問題があることから建替え等を促進していく必要がある。建替え等の促進方策の検討においては、関係者等と連携するとともに、吉祥寺の文化や歴史をはじめとした地域の魅力等を活かしたまちづくりを進める。

南口駅前広場については整備を推進し、パークロード等の駅周辺の交通環境の改善を図る。武蔵野公会堂については、文化施設・ホール等のあり方についての議論を踏まえ、周辺街区の動向に注視しながら、まちづくりと一体的に検討を進める。

イースト吉祥寺エリア内の暫定自転車駐車場等の市有地については、これまでの地域の取り組みを踏まえ、利活用・整備の方向性を定め、事業化に向けた検討を進める。

**②三鷹駅周辺**

三鷹駅北口街づくりビジョンに基づき、地域に関わる様々な主体とビジョンを共有しながら、「住む人、働く人が集い、心地よく過ごす街」の実現に向けたまちづくりを推進する。誰もが安全で快適に移動できる交通環境を構築するため、補助幹線道路の整備を推進するとともに、周辺の土地利用の動向にも注視しながら、交通機能の向上やゆとりある駅前広場の創出に向けた新たな交通体系の検討を進める。また、玉川上水を活かした緑豊かで賑わいのある空間を創出するとともに、魅力ある企

業立地環境の形成と良好な住環境との調和を図る。自転車駐車場として利用している市有地については、現状の機能を維持しながら、産業・文化振興、広場機能など様々な視点を踏まえ、補助幹線道路の完成後の高度利用等のあり方について検討を進める。

**③武蔵境駅周辺**

武蔵境駅周辺は、「うるおい・ふれあい・にぎわい」をまちづくりのコンセプトに、市民と協力しながら南北一体のまちづくりに取り組んできた。平成27(2015)年度には北口駅前広場が完成

するとともに、南口駅前広場の改修により、駅周辺の都市基盤について一定の完了を迎えた。引き続き、武蔵境駅北口の区画道路や天文台通り等、未整備の都市基盤について着実に事業を推進していく。

都市基盤の整備に合わせて、市民、市民活動団体、事業者等によるまちの賑わいづくりが進められてきた。これらの自主的・主体的な活動が継続するだけでなく、武蔵境駅周辺エリアの価値を向上・発展させるための取り組みについて議論が必要である。



**①市民参加と連携・協働の推進**

**①これまでの市民自治の取り組みと課題**

本市の市民自治による市政運営や共助のまちづくりは、これまで活発な市民参加によって支えられてきたが、参加する市民の固定化等の課題に対して、多様で幅広い参加を得るための新たな取り組みが求められている。計画・施策の立案から実施、評価までの参加の機会をさらに拡大することを検討し、効果的な情報提供など参加を促す動機づけについても検討が必要である。

特に近年は、市民のニーズやライフスタイルがますます個別化・多様化し、公共的課題への対応、とりわけ新たな施設整備における関係者間の合意形成が困難になっている例もある。多様な市民同士がお互いの立場や考え方の違いを理解し合いながら、まちの将来を主体的に考えていくための具体的な取り組みについて議論が必要である。

また、市民自治の発展には、まちの将来の担い手として期待される若者の市政や地域への参加を促し、その活動を支援して、地域への愛着を醸成していくことが必要であり、そのための効果的な取り組みが求められる。

**②自治基本条例(仮称)の検討と具体的な運用**

これまで培われてきた本市の市民参加・市民自治の歴史・原則は、将来にわたり継続・発展させていくべきである。市政運営の基本的ルール(市民参加・市民自治の原則、市民参加の手法、市民・議会・市長の役割等)を定める自治基本条例(仮称)は、平成31(2019)年度中の議会上程を目指し、条文検討作業を進めている。条例制定に伴い、条例の内容を具体化する個別課題の検討や、市民参加・市民自治の考え方と取り組みを継続的に広めていく必要がある。

**③多様な主体との連携・協働**

増加・多様化する市民ニーズに対して、市は最も効率的・効果的にサービスを提供できる主体や方法を見極め、適切に役割分担を進める必要があり、様々

な主体との連携・協働がますます重要になっている。市民・市民団体の主体性を活かした連携・協働をさらに充実させながら、民間事業者との連携も推進していく必要がある。

また、市民の生活圏は居住地の行政区

域内にとどまるものではなく、公共施設の相互利用や災害時対応、産業振興、外国人支援等、行政サービスの効率性・安定性の観点からも広域的な連携を進展させる必要がある。

**②効果的な広報・広聴の仕組みづくりとシティプロモーション**

市政が市民に信頼され、さらなる市民参加を促すためには、行政と市民が情報を共有し、市政の透明性を高めていくことが必要である。市では市報・ホームページ・FM放送・SNS等の様々な手段により市政情報を発信しているが、情報をよりわかりやすくタイミングよく届ける仕組みを災害時にも備えて整える必要がある。さらに、定住人口や交流人口を増やしていくため、住み続けたい・住みたい・訪れたいと思う施策の実施とともに、市の魅力の向上という視点を踏まえた新たなブランディングの議論を行い、市のPR(シティプロモーション)を来街者も含めた広い対象に対して戦略的に進める必要がある。

また、市民のニーズを的確に捉えるため、「市長への手紙」や「市民と市長のふれあいトーク」のほか、市政アンケートを毎年全戸配布で実施している。特に市政アンケートは、昭和39(1964)年度からスタートし、市民意見を把握する本市独自の手法であり、貴重な意見が寄せられているが、回答者の少なさや年代の偏り等の課題があり、より効果的な手法を検討する必要がある。

**③公共施設等の再構築**

第六期長期計画期間中には、複数の小中学校や桜堤調理場、武蔵野公会堂等、昭和30~40年代に建築された施設が更新時期(原則築後60年)を迎える。老朽化が進む上下水道・道路等の都市基盤施設も計画的な更新が必要である。限られた財源で必要なサービスを維持していくには、これらの建替え・更新にあたり、複合化や統廃合、長寿命化、スケルトン・インフィル\*など様々な方策を検討する必要がある。一方で

**用語説明** \*スケルトン・インフィル:建物のスケルトン(柱・梁・床など)とインフィル(内装・設備など)とを分離した工法。内部の間仕切りや設備を変更できるため、将来の用途変更が可能となる。\*BCP:Business Continuity Plan(事業継続計画)の略。災害時に優先的に実施すべき業務を特定し、業務の継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定める計画。\*財政援助出資団体:武蔵野市が出資等を行い、団体の業務が市政と極めて密接に関連している団体(出資団体/福祉公社や文化事業団など10団体)、または、市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要する団体(援助団体/市民社会福祉協議会など5団体)。

本市の人口推計では、今後30年間は人口増加が見込まれており、施設の総量や規模はどの程度が適正か、将来を見据えてどのような機能や初期投資が必要か等の論点について十分な議論が必要である。また施設の運営方法は、民間企業による運営も含めて検討すべきである。

また、市有地の適正利用を図るため、一定年数活用されていない土地については活用方針を見直すとともに、民間企業との連携による有効活用を検討する等、市の歳入増加と市民サービスの拡充につなげていく。

#### ④社会の変化に対応していく行財政運営

##### ①健全な財政運営

今後の社会保障費等の増、公共施設や都市インフラの老朽化に伴う施設の維持、更新に多大な費用負担が見込まれるため、歳入確保に向けて、市税徴収率のさらなる向上、基金と市債の活用、市有財産の有効活用、行政サービスにおける受益者負担の公平性を考慮した使用料・手数料の見直し、広告料収入の拡大など様々な取り組みを行う。また、ふるさと納税については、税の寄付控除や返礼品を求めて寄付が年々増大しており、本来得られる市民税収入が大きく減少している。今後は、市の魅力発信、地域産業の振興や、市政の充実と未来への財源確保に向け、制度の活用を図っていく。

歳出面では、経常的事業経費の抑制に取り組みながら、必要または重要な施策への予算配分に積極的に取り組ん

でいく。

また、透明性・公平性の向上に向け、入札・契約制度改革を継続する。

国民健康保険の給付等に要する費用は、法定の公費負担と保険税の他、一般会計からの繰入により賄っている。しかし、給付と負担の適正化の観点から、決算の補填等を目的とする法定外一般会計繰入金の段階的解消・削減が求められており、現在、計画を策定中である。

##### ②リスクマネジメントの強化

地方自治法の一部改正に伴い、平成32(2020)年4月から都道府県と指定都市は内部統制制度の実施が義務化され、その他の地方公共団体は努力義務とされている。本市では、監査委員による監査をはじめ、リスクの発見・発生防止のための点検や研修等の各種取り組みを行っているが、それらの取り組みを点検・整理し、リスク管理の一層の強化を図っていく。

災害時の執行体制や対応手順等を定めたBCP\*の内容の見直しを継続的に実施するとともに、人員体制を精査し、受援計画の策定を検討していく。

また、第五次総合情報化基本計画において、住民情報システムのサーバー機器は、原則として、耐震性が高く、非常用電源が確保されている本庁舎西棟に設置することとしている。一方で、国の計画ではクラウド導入市区町村数の拡大が目標とされていることを踏まえ、クラウドの導入や外部のデータセンターの利用を検討する。

##### ③財政援助出資団体の統合と自立化

本市では、多くの財政援助出資団体\*が、福祉・子育て・文化など様々な分野の公共サービスを担っている。本市は他市に比べ財政援助出資団体の数が多く、市の財政支出も大きいため、より効率的・効果的な団体運営・サービス提供が必要である。各団体で事業の必要性の精査・見直しを進め、業務の関連が深い団体は統合を実現していくとともに、各団体の状況に応じた形での自立化を促進する。この観点も踏まえながら、指定管理者制度の効果的な運用を多角的に検討する。

##### ④多様な人材の育成と組織の活性化

時代により変化する市民ニーズに柔軟に対応するためには、職員が多様な経験・価値観を持ち、意見が活発に交わされるとともに、個の力を経営に活かすマネジメントが必要となる。また、高度化・複雑化する課題への適切な対応には職員の専門性の強化も必要である。

一方で、一般技術職(土木・建築等)や専門職(保健師等)については、現場で技術を深める機会の減少等により、専門性の育成が難しくなっている。また公共施設等の更新時期を迎え、一般技術職の職員数の確保が深刻な課題である。そのため、一般技術職・専門職の体系的な人材育成について、職員採用や業務の外部化のあり方と合わせて検討する。一般事務職については、現在のエキスパート(長期的専任職)の制度は専任分野や職員数が少ない等の課題があるため、制度の改善を検討する。あ

わせて、外部有識者や市民有識者のスキルを積極的に活用するため、非常勤職員制度の活用を検討する。

さらに、職員が意欲を持って心身ともに健康に働き、能力を十分に発揮していくため、在宅勤務やテレワーク等の柔軟な働き方を検討する。また、自己啓発制度や他自治体・民間企業等への派遣研修の充実を検討するとともに、障害者任用等も含めた職員採用の仕組みを工夫し、多様な人材の確保を進める。

##### ⑤事務の改善・効率化

新たな公共課題や変化し多様化する市民ニーズに的確に対応するため、組織体制・事務分掌の柔軟な見直しや業務の効率化を進める。また、市職員の人的資源や財源等、活用できる経営資源に限りがある中、重要度の高いニーズに積極的に対応し、高い効果を発揮していくため、既存事業は、分野を超えた全体的な視点から必要性や優先度を検証し、中止や廃止も含めた見直しを効果的に進められるよう、新たな仕組みの構築を検討する。

新たな行政課題に対しても、効率的かつ質の高い対応ができるよう、過去の経過等を検索性の高い形で適切に蓄積・管理していく仕組み(ナレッジマネジメントシステム)を整えるため、行政情報のデータ化や電子申請を推進するとともに、電子決裁の導入を検討する。また、RPA(業務自動化)やAI(人工知能)等の先端技術を活用した業務の効率化を検討する。

### 第六期長期計画策定委員会

策定委員会は、市内在住の学識経験者や民間の有識者、公募市民(長期計画市民会議より選出)、副市長で構成されており、市のさまざまな計画、ワークショップや市民会議の報告書、市議会からの意見聴取、そのほか市民との意見交換などを踏まえ、広い視野で計画案を策定し、市長に答申します。市長は、策定委員会からの答申を尊重し、議会の議決を経たうえで、長期計画を策定します。委員名簿は、下表のとおりです。

◎委員長 ○副委員長

氏名	所属	氏名	所属
◎小林真理	東京大学大学院教授	栗原毅	長期計画市民会議選出
○渡邊大輔	成蹊大学准教授	中村郁博	民間有識者(金融機関)
大上由紀子	長期計画市民会議選出	松田美佐	中央大学教授
岡部徹	東京大学教授	保井美樹	法政大学教授
久留善武	シルバーサービス振興会事務局長	笹井肇	副市長
		恩田秀樹	副市長

#### ◻これまでの経緯

##### ◇第1回(7月26日)

・市政に関する課題についての意見交換など

##### ◇第2回(8月17日)

・事業実施状況  
・主な個別計画の概要  
・財政状況  
・将来人口推計

##### ◇第3回(9月2日)

・市内施設の視察

##### ◇第4回(9月28日)

・公共施設等総合管理計画  
・市民会議報告書  
・無作為抽出市民ワークショップ  
・中高生世代広場の実施報告  
・職員アンケートの実施結果

##### ◇第5回(11月8日)

・小中一貫教育の検討状況  
・討議要綱(案)

##### ◇第6回(11月26日)

・自治基本条例(仮称)の検討の経過  
・市民意識調査(速報)  
・討議要綱(案)

##### ◇第7回(1月15日)

・討議要綱(案)



### — 皆様のご意見をお聞かせください —

長期計画策定にあたり、討議要綱について各種意見交換会やワークショップを開催します。皆様のご意見をぜひお聞かせください/①②④傍聴(10名程度[先着順])できます③参加できます/☑当日、直接会場へ。

#### ①市議会各会派等と長期計画策定委員会との意見交換会

市役所811会議室 2月6日(水) 午前9時30分～午後8時

#### ②関係団体意見交換会(策定委員会と関係団体の皆様との意見交換会)

平成30年12月中旬に、団体代表者宛に通知を送付しています。詳細は通知を参照。

市役所 811会議室	2月9日 (土)	子ども・教育	午前9時～10時30分
		健康・福祉	午前10時50分～午後0時20分
		文化・市民生活	午後1時30分～3時
		緑・環境/都市基盤/行・財政	午後3時20分～4時50分

#### ③圏域別市民意見交換会(策定委員会と市民の皆様との意見交換会)

吉祥寺地区	2月11日(祝)	商工会館市民会議室	午前10時～正午
中央地区	2月11日(祝)	芸能劇場小ホール	午後2時～4時
武蔵境地区	2月13日(水)	スイングスカイルーム	午後7時～9時

#### ④無作為抽出市民ワークショップ

無作為抽出した18歳以上の市民1500名に通知を1月 市役所811会議室 3月3日(日) 午後1時～5時  
3月10日(日) 中旬に発送しました。通知が届いて参加可能な方は承諾書を2月8日(金・必着)までに〒180-8777企画調整課へ返送してください。詳細は通知を参照。

